

“いつか”に備えて今から始める

参加無料

終活・相続セミナー & 個別相談会

御自身や親御さんのこと「まだまだ先のことから」「相続手続は急がなくていいから」と思われるかもしれません。しかし、令和6年4月1日から相続登記が義務化され3年以内に登記しなければなりません。（過去に発生している相続登記も対象です。）

また、元気な今だからこそできることがあります。本セミナーを通して、将来のことや今やるべきことについて、一緒に考えてみませんか？

このようなお悩みありませんか？

- ☐ 土地や建物の名義変更はどうするの？
- ☐ 相続が争族（争う家族）とならないためには？
- ☐ 名義が祖父（又は曾祖父）のままの土地がある。
- ☐ 遺言書は残した方がいいの？
- ☐ 認知症リスクへの備えはどうすればいいの？



日時 令和7年9月30日（火） 13：30～
場所 浅川町中央公民館 大ホール

【講演会】13:30～15:00 『終活・相続に必要な手続について』
講師：福島地方法務局白河支局 支局長 佐藤義治 氏

【司法書士による個別相談会】15:00～17:00 **予約制 30分まで**
相談担当：司法書士 本多 強 氏



- 相談予約は、下記電話番号に電話で予約してください。
- 講演会の参加予約は不要です。

（ご予約・お問合せ） 浅川町税務課 TEL 0247-36-4122

主催 浅川町・福島県司法書士会